

新型コロナウイルス感染症にかかる 県立学校における感染防止対応の強化等について

令和4年2月2日
奈良県教育委員会

3学期以降、オミクロン株による感染急拡大により、幼児、児童、生徒の感染者が増加しています。この状況を踏まえ、県立学校において、教育活動の維持を図りつつ、濃厚接触となる教育活動等を原則禁止とします。

I. 濃厚接触者をなくすために

(1) 感染リスクの高い教育活動の制限

- ① 適切な感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」については避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また、回数や時間を絞るなどして実施します。なお、特にリスクが高い活動※については原則行わないようにします。
- ② 部活動の活動内容は、感染リスクの低い個人練習を中心に実施し、教員等が活動状況の確認を徹底します。また、更衣やミーティングにおいて、マスクの着用または、2m以上の距離の確保を徹底します。
したがって、2月5日（土）から、当面の間、部活動における練習試合や合同練習、集会等は、県外学校に加え、県内学校とも不可とします。
- ③ 昼食時・登下校時の感染防止の指導を徹底します。

(2) 濃厚接触候補者のリストの作成

部活動における公式試合や研究大会での発表などのために、濃厚接触となり得る活動を校長が認めて実施する場合は、濃厚接触候補者のリストを作成します。

II. 陽性者が判明した場合の対応

濃厚接触者の特定までの流れ

- ① 児童生徒等の陽性が判明
- ② 保護者等は学校に報告
- ③ 学校はI-(2)のリストを基に県教委に相談し、出席停止対象者を特定する。
- ④ 校長は出席停止対象者を「濃厚接触候補者リスト」として県教委に提出する。
なお、濃厚接触候補者が複数名いる場合は、県教委が臨時休業を判断する。
- ⑤ 県教委は「濃厚接触候補者リスト」を保健所に送付する。
- ⑥ 保健所は濃厚接触者を特定し、PCR検査を実施する。ただし、奈良市所在の学校は、県教委が抗原検査を実施する。

III. 市町村教育委員会の対応

市町村教育委員会（奈良市を除く）は、管轄の学校園と濃厚接触候補者を協議し、リストを県教委に提出させる。